

## 公益社団法人 千葉県サッカー協会 報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第4条に係わる事業に要する報酬及び給料（以下「報酬等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

但し、公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人関東サッカー協会等他団体の主催、またはそれら他団体と共催する事業などは、この規程によることなく別途協議の上、前段の経費等を支給することができる。

### (報酬)

第2条 報酬は、講習会における講師謝礼などの下記業務について、その業務の対価として支給することができる。その報酬額及び源泉徴収の有無については、該当委員会と業務執行理事が協議の上、決定する。

- ① 講習会、研修会、講演会等の講師
- ② 審判インストラクター・アセッサー
- ③ 指導者講習会チューター
- ④ キッズインストラクター・巡回指導の講師
- ⑤ アナウンサー
- ⑥ 審判員、マッチコミッショナー等
- ⑦ その他報酬の支給が必要な場合

2. 報酬の支給は原則として口座振込とする。

3. 源泉所得税については、上記の内、審判員、マッチコミッショナー等を除き、所得税法第204条第1項に基づく税額を徴収する。尚、審判員、マッチコミッショナー等は源泉徴収を行わない。

### (給料)

第3条 給料は、国民体育大会（関東予選を含む）・トレーニングセンター活動や本協会が主催・主管する大会等に派遣されるドクター・トレーナー・看護師に対し、その業務の対価として支給することができる。その給料額については、該当委員会と業務執行理事が協議の上、決定する。

2. 給料の支給は、原則として口座振込とする。源泉所得税については、源泉徴収税額表の下記に示す欄を適用する。

「月額表乙欄」：強化育成事業等（国体・トレセン）に派遣されるドクター・トレーナー

「月額表丙欄」：競技会・普及事業等の会場への派遣

### (報酬等の請求)

第4条 報酬等を支払う場合は、原則として本協会指定の書式に記入及び署名の上、提出する。

### (留意事項)

第5条 本規程に基づき報酬等を支給するときは、次の各号に留意する。

- (1) 必要に応じ、領収書等の証拠書類の提出を求めることができる。
- (2) 必須提出資料については、別途定める。
- (3) その他本規定の適用が困難な場合は、業務執行理事と協議の上支給する。

### (その他)

第6条 本規程に規定のない事項は、本規程の主旨に沿って業務執行理事が協議の上、決定する。

附 則

旅費・報酬規程を2019年12月31日に廃止し、本規定を2020年1月1日より施行する。

2023年4月1日改正